

岐阜県生態系保全支援事業実施要領

	平成24年3月23日	農村第 890号
一部改正	平成25年4月 1日	農村第 33号
一部改正	平成27年2月 2日	農村第 851号
一部改正	平成29年2月22日	農村第1027号
一部改正	平成31年3月22日	農村第1323号
一部改正	令和 元年5月 7日	農村第 372号
一部改正	令和 2年2月20日	農村第 851号
一部改正	令和 3年2月25日	農村第 883号
一部改正	令和 4年2月21日	農村第 870号
一部改正	令和 5年1月30日	農村第 805号
一部改正	令和 5年8月25日	農村第 610号
一部改正	令和 6年2月21日	農村第 944号
一部改正	令和 7年2月25日	農村第 968号
一部改正	令和 8年2月24日	農村第1222号

第1 趣旨

昔から農業の営みを通じて田んぼや水路、ため池、河川などにさまざまな生きものが生まれ、自然豊かな環境が作り上げられてきたが、農業生産性の追求による整備の進展や外来種の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系を復活又は保全する取組みについて支援を行うものである。

第2 事業の実施

生態系保全支援事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業の内容

この事業は、生態系保全団体支援事業及び生態系保全市町村支援事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

1 生態系保全団体支援事業

里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援し、以下に掲げる活動を対象とする。（複数の組み合わせ可）

- (1) 水田魚道の設置や水路におけるワンドなど生態系に配慮した農業用施設の整備
- (2) 生態系保全のための河川、水路等の維持管理
- (3) 外来種の駆除、放流防止活動
- (4) 遊休農地の復旧、活用
- (5) 生態系保全のための調査
- (6) 別紙2の加算活動項目に定める活動
- (7) その他里地里川における生態系保全に資する活動

2 生態系保全市町村支援事業

用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援する。

第4 実施要件

事業の実施に当たっては、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- (2) 里地、里川を対象とする生態系保全に資する事業であること。
- (3) 事業の実施に当たり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること。
- (4) 事業完了後の施設の維持管理あるいは活動の継続が確実に実施されること。

第5 実施方法

1 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、評価会議にて評価を実施し、県が選定した団体に対し費用を補助する。ただし、選定した団体が、同一活動を行う場合の補助は3回までとする。なお、同一活動の「活動」とは、本実施要領第3の1の(1)～(5)、(7)及び同(6)にあつては別紙2の2の活動項目単位を指し、活動拠点を異にする場合(同一路線上や近隣ほ場といった単純な場所の変更を除く)は同一活動とみなさない。

2 生態系保全市町村支援事業

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は予算の範囲内で補助する。

第6 対象経費

本事業の対象経費は、別紙1のとおりとする。

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

第8 事業の申請

1 本事業の申請手続きは以下のとおりとする。

(1) 生態系保全団体支援事業

実施しようとする団体は、県が別に定める募集要領により活動を実施する市町村の同意を得たうえで事業実施提案書を提出する。

県から選定の通知を受けた団体は、通知を受けてから1ヶ月以内に事業実施申請書(別紙様式1)に事業実施計画書(別紙様式2)を添付して、知事に提出しなければならない。また、別紙2に定める加算活動に取り組む場合は、加算活動項目ごとに、加算活動実施計画書(別紙様式3)を合わせて提出しなければならない。事業実施計画書の提出にあたっては、第3の内容が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

(2) 生態系保全市町村支援事業

実施しようとする市町村は、実施しようとする実施年度の4月末までに、事業実施申請書(別紙様式1)に事業実施計画書(別紙様式2)を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認める場合は、この限りではない。事業実施計画書の提出にあたっては、第3の内容が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

- 2 知事は、提出された事業実施計画書及び加算活動実施計画書を審査し、事業の実施が適当であると認めた場合は、事業実施承認書(別紙様式4)により事業主体へ通知するとともに、事業の実施箇所を所管する農林事務所長(以下「所長」という。)へ通を配分するものとする。

第9 補助金の交付申請

事業実施主体は、第8の2の事業実施承認の通知を受けたら、すみやかに要綱第4条に基づく補助金の交付申請書を事業実施箇所を所管する所長に提出するものとする。

なお、添付書類は事業実施計画書(別紙様式2)及び加算活動実施計画書(別紙様式3)とし、事業実施承認を受けた内容とする。

第10 事業計画の変更

年度途中において、事業計画を変更、追加又は廃止する必要があるときは、以下のとおり事業計画を変更するものとする。

- 1 事業実施主体は、実施を決定された本事業について、事業計画の変更を行うときは、事業実施変更申請書(別紙様式1)に事業実施変更計画書(別紙様式2)を添付して、知事に提出しなければならない。そ

の場合、第3の内容が確認できる資料を参考資料として添付するものとする。

2 事業計画の変更が必要となる変更は、以下のとおりとする。

- (1) 補助金の額の増
- (2) 事業実施計画書（別紙様式2）3 取組内容と経費における活動内容の追加・変更
- (3) 事業実施計画書（別紙様式2）3 取組内容と経費における支出内容の追加・変更（単純な単価変更は除く）
- (4) 加算活動実施計画書（別紙様式3）に記載する活動の中止
- (5) 事業内容の著しい変更

3 知事は、提出された事業実施変更計画書を審査し、適当であると認めた場合は、事業実施変更承認書（別紙様式4）により事業主体へ通知するものとする。

第11 補助金の変更交付申請

事業実施主体は、補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の額が増額する場合は、速やかに、補助金変更交付申請書（別紙様式5）を、事業実施箇所を所管する所長に提出するものとする。

なお、添付書類は事業実施計画書（別紙様式2）及び加算活動実施計画書（別紙様式3）とし、事業実施承認を受けた内容とする。

第12 実績報告

1 事業実施主体は、要綱第8条の規定による実績報告書を作成し、所長に提出するものとする。

2 添付書類は以下のとおりとする。

(1) 生態系保全団体支援事業

- ・事業実施実績書（別紙様式6）
- ・別紙2に定める加算上限額を適用する場合は、加算活動項目ごとに、加算活動実施実績書（別紙様式7）
- ・活動記録簿（別紙様式8）
- ・領収書整理台帳（別紙様式9の1、2）
- ・当事業で購入した単価5千円以上の物品（補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、物品管理台帳（別紙様式10）

(2) 生態系保全市町村支援事業

- ・事業実施実績書（別紙様式6）

第13 補助金の概算払

1 事業実施主体は、要綱第9条第3項の規定による請求書を作成し、所管農林事務所長に提出するものとする。なお、添付書類は補助金請求内訳書（別紙様式11）とする。

2 概算払請求額は、補助金の額に予定出来高率を乗じて得た額とする。

補助金（補助対象事業費）× 予定出来高率

3 概算払額は、補助金交付決定額の9割を限度とする。ただし、第4四半期にあつては、この限りではない。

4 概算払請求書の提出期限は、原則として次のとおりとする。

第2四半期分 8月15日

第3四半期分 11月15日

第4四半期分 2月15日

（土日祝日の場合は、直前の開庁日とする）

第14 活動報告

1 事業実施主体は、補助金の交付を受けた翌年から3年間は、当該年の取り組みの状況を記載した活動報告書（別紙様式12）を知事に提出するものとする。

2 活動報告書の提出期限は、各事業年度が終了した日から60日以内とする。

第15 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。
- 2 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則〔平成25年4月1日付け農村第33号〕

この要領による改正後の岐阜県里地生態系保全支援事業実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年2月2日付け農村第851号〕

この要領による改正後の岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領は、平成27年2月2日から施行する。ただし、岐阜県里地生態系保全支援事業実施要領（平成25年4月1日付け農村第33号）に基づいて平成26年度までに交付された交付金に係る報告に関しては、従前の例によることとする。

附 則〔平成29年2月22日付け農村第1027号〕

この要領による改正後の岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領は、平成29年2月22日から施行する。ただし、岐阜県生態系保全支援事業実施要領（平成25年4月1日付け農村第33号）及び、岐阜県里地里川生態系保全支援事業実施要領（平成27年2月2日付け農村第851号）に基づいて平成28年度までに交付された交付金に係る報告に関しては、従前の例によることとする。

附 則〔平成31年3月22日付け農村第1323号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年5月7日付け農村第372号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則〔令和2年2月20日付け農村第851号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年2月25日付け農村第883号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年2月21日付け農村第870号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年1月30日付け農村第805号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年8月25日付け農村第610号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和5年8月25日から施行する。

附 則〔令和6年2月21日付け農村第944号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和6年2月21日から施行する。

附 則〔令和7年2月25日付け農村第968号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和7年2月25日から施行する。

附 則〔令和8年2月24日付け農村第1222号〕

この要領による改正後の岐阜県生態系保全支援事業実施要領は、令和8年2月24日から施行する。

別紙1 (対象経費区分)

1 補助対象経費

事業名	対象経費	補助率
生態系保全団体支援事業 生態系保全市町村支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金 (臨時に雇用される補助員等の賃金) ※注1 ・報償費 (講師等の謝金等) ・旅費 (講師等の旅費) ・需用費 (紙、フィルム等の消耗品費、資料の印刷代等) ・役務費 (郵便料、電話代、保険料等) ・委託料 (試験研究、調査、設計費等) ・使用料及び賃借料 (会場借り上げ代 機材借り上げ代等) ・報酬 (技術員手当：給料、職員手当 (退職手当を除く) ※注2 ・原材料費 (種苗代、コンクリート材料費等) ・工事請負費 (工作物造成工事費等) (但し、土地購入や補償に係る経費は対象としない) 	<p>団体支援については対象経費の100/100 (但し、別紙2に定める額を上限とする)、</p> <p>市町村支援については対象経費の1/2 (但し、1市町村1,000千円を上限とする。)</p>

※注1、※注2：生態系保全団体支援事業のうち、学生が組織する団体については、対象としない

※注2：生態系保全市町村支援事業については、対象としない

2 補助対象外経費

いかなる理由にもかかわらず以下に掲げる経費は補助の対象としない

- (1) 団体等の運営に関する費用
 - ① 団体等の運営に必要な恒常的経費 (家賃、電気料金、電話・FAX使用料等)
 - ② 団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用
- (2) 他団体への補助 (助成) 等を目的とした費用
- (3) 販売を目的にしたものに係る経費
- (4) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費 (服、靴等)
- (5) その他本事業として相応しくない費用

別紙2（生態系保全団体支援事業における補助上限額）

1 補助上限額

加算活動項目に 取り組む個数	補助上限額（千円）
0	500
1	800
2	1,100
3	1,400
4	1,700
5	2,000

2 加算活動項目

加算活動項目	加算活動内容 ※注1
① 地域住民連携加算	活動拠点となる市町村の地域住民（団体の構成員以外の者）が参加する活動を実施
② 環境教育連携加算	拠点となる市町村において、学校教育との連携、子供たちへの環境学習体験・出前授業等の実施
③ 成果報告加算	団体自らが県内の発表会、研修会等で取組みの成果を発表、活動拠点となる市町村の地域住民を対象とした活動報告会等の開催
④ 保全団体連携加算	同様の取組みを行う県内の団体（本事業実施団体以外）と連携し、情報共有、取組み指導・支援、共同活動等を実施
⑤ 情報発信加算	HP及び広報チラシの作成、広報誌への掲載、FB、YouTubeの活用等により、本事業で実施した活動状況等を幅広く発信

※注1：複数の加算活動項目に取り組む場合、各加算活動内容の重複は認めない。

- 3 加算活動を行う場合は、加算活動項目ごとに、加算活動実施計画書（別紙様式3）を提出し、知事の承認を得ること。
- 4 上記補助上限額以内で、実施要領第3の1に掲げる活動の実施に必要な費用を補助する。ただし、対象経費は別紙1のとおりとする。
- 5 加算活動実施計画書に記載した活動を中止する場合は、実施要領第10に定める事業計画の変更を行うこと。この際、補助上限額は中止する加算活動項目ごとに300千円減額する。